

委 託 契 約 書

佐賀県（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは令和8年度（2026年度）佐賀県議会議事堂放送設備等保守点検業務（以下「保守点検」という。）委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、点検業務を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金 円（うち消費税額及び地方消費税額金 円）とする。また、各回の支払内訳は下記のとおりとする。

点 検 区 分	金 額	点 検 区 分	金 額
1 回 目 (6 月 定 例 会 前)	金 円	2 回 目 (9 月 定 例 会 前)	金 円
3 回 目 (11 月 定 例 会 前)	金 円	4 回 目 (2 月 定 例 会 前)	金 円

（契約保証金）

第4条 契約保証金は佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を別添佐賀県議会議事堂放送設備等保守点検業務仕様書に基づき保守点検を実施するものとする。

（機器不具合への対応）

第6条 乙は、定期点検時または議会開会中対象機器に不具合が発生した旨の通知を受けた場合は直ちに技術者を派遣し、迅速に点検・修理調整するものとする。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、委託業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面により甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(委託料の請求及び支払)

第9条 乙は、各回の点検が終了した場合は、その都度甲に検査を受けるものとする。

2 乙は、甲の検査が終了し適切と認められた後に、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

3 甲は前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第10条 乙の責に帰すべき理由により、契約の履行が遅滞した場合、乙は点検区分及び遅延日数に応じ、委託料に年3.0%の割合で計算した額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

2 甲の責に帰すべき理由により、第8条第3項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に年3.0%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 乙の委託業務の処理が不十分と甲が認め、甲の指示にもかかわらず改善が見られないとき。

(3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(4) 乙が正当な理由がなく保守点検に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。

(5) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(違約金)

第12条 前条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 第1項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年3.0%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、常に善良な保守点検業者として業務を遂行し、甲の施設・設備器具及びその他の物件を損傷しないように注意するものとし、万一故意又は重大な過失により損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

3 作業員の作業中の事故に対する賠償は、すべて乙が負担し、甲は賠償の負担を負わない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(費用の負担)

第15条 保守点検に必要な機械器具及び、少額の消耗品は乙の負担とする。ただし、電力は甲の負担とする。

(協議)

第16条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 8年 月 日

委託者（甲） 佐賀市城内一丁目1番45号
佐賀県議会事務局
総務課長 大久保哲郎

受託者（乙）